

食品関連法規

1996年の病原大腸菌O157食中毒事件をはじめとする一連の企業の不手際から生じた食中毒事件、2001年に発生したBSE（ウシ海綿状脳症）問題、食品表示偽装事件を背景に、消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律として2003年（平成15年）5月に「食品安全基本法」が公布され、同年7月に施行された。また、併せて食品の安全性にかかわる関連法が制定・改正されるとともに、同年7月には食品安全基本法に基づく食品安全委員会が設置されるなど新たな食品安全行政が我が国でスタートしている。

1 食品安全基本法の概要

1.1 目的（第1条）

食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、関係者の責務および役割を明らかにすると共に、施策の策定に係わる基本的な方針を定めることにより、食品の安全性確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

1.2 基本理念（第3条～第5条）

- ① 国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品の安全性確保のために必要な措置が講じられること。
- ② 食品供給行程の各段階において、食品の安全性確保のために必要な措置が講じられること。
- ③ 国際的動向および国民の意見に配慮しつつ科学的知見に基づき、食品の安全性確保のために必要な措置が講じられること。

1.3 関係者の責務・役割（第6条～第10条）

国の責務・地方公共団体の責務・食品関連業者の責務・消費者の役割を規定している。

1.4 策定に係わる基本的な方針と措置の実施に関する基本的事項（第11条～第21条）

食品健康被害評価（リスクアセスメント）の実施、評価に基づいた施策の策定（リスクマネジメント）ならびに情報や意見の交換（リスクコミュニケーション）といった健康への悪影響を防止・抑制する科学的手法（リスクアナリシス）の導入を前提として、食品の安全性確保施策の策定に関する基本的な方針が定められている。

1.5 食品安全委員会の設置（第22条～第38条）

平常時における食品健康影響評価の実施と評価結果に基づく関係大臣への勧告、食品事故などの緊急時の対応、これらを通じてのリスクコミュニケーションの実施などを行う機関としての食品安全委員会（図1）の設置に関して規定されている。食

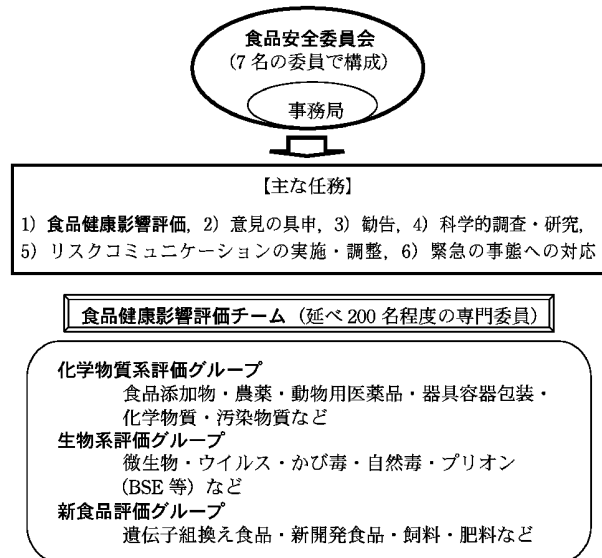


図1 食品安全委員会の任務と構成

品健康影響評価を実施する食品安全委員会は、一貫性・透明性・独立性の観点から、リスクマネジメント部門（農林水産省・厚生労働省）とは別個の組織として内閣府に置くとされた。

2 食品安全関連法案の制定・改正

2.1 農林水産省関連の法律

(1) 農林水産省設置法の一部改正

食品の安全性に対する動向や米をめぐる事情の変化その他の農林水産行政の情勢変化に対応するため、食糧庁の廃止・地方農政事務所の配置等の措置が講じられた。農林水産省では、本省に新しく消費者行政とリスクマネジメント業務を担う“消費・安全局”を設置し、そして全国7か所の地方農政局に“消費・安全部”を、さらに都道府県段階に“地方農政事務所”を設け、食品の安全性確保について指導・監視する体制を強化した。

(2) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP支援法）の延長

食品製造業者への総合衛生管理製造過程（危害分析重要管理点方式：HACCP）の導入をさらに促進するために、適用期限の5年間延長措置が講じられた。

(3) 牛の個体識別のための情報の管理および伝達に関する特別措置法の制定

BSEのまん延防止措置の基礎とし、牛肉の安全性に対する信頼確保を目的として、牛を個体識別番号により一元管理し、生産から流通・消費の各段階において、その個体識別番号が正確に伝達されるための制度が構築された。

(4) 食品の安全性確保のための農林水産省関係法律の一部改正

① 肥料取締法

人畜に害が生ずるおそれのある特定の肥料（特定普通肥料）に対して、登録時の施用方法の審査・施用者の施用方法などに関する基準遵守の義務づけなどの措置が講じられた。また、緊急時の対応措置として、人畜に被害が生じると認められる肥料の販売・施用の禁止と、これらを違反して使用した場合の回収命令などの措置が定められた。

② 農薬取締法

無登録農薬や販売禁止農薬を販売した場合の販売者に対する回収命令や、農薬の登録保留基準の設定・改廃などに際して食品衛生法との整合性を確保する措置が講じられた。

③ 薬事法（動物用医薬品関係）

未承認の動物用医薬品の家畜などへの使用や無許可の個人輸入などを禁止する措置が定められた。医薬品についても、家畜に使用されるすべてのものについて使用者が遵守すべき基準を定めることができた。また、動物用医薬品の承認や使用基準の策定・改廃に当たっては、食品衛生法の残留基準との整合性がとれる措置が講じられた。

④ 家畜伝染病予防法

重大な家畜伝染病の発生・まん延防止のための防疫マニュアルの策定と公表、特定の家畜の飼育に係わる衛生管理の基準策定と家畜所有者の遵守義務が定められた。

(5) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正

特定飼料等（有害畜産物が生産され、または家畜等の被害が生ずることによって畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められる飼料や飼料添加物）の製造業者の品質管理方法等に係わる登録制度の導入、有害物質を含む飼料等の製造・輸入・使用の禁止措置の追加、特定飼料等の検定機関指定制度の見直しなどがなされた。

2.2 厚生労働省関連の法律

(1) 食品衛生法などの一部改正

食品衛生法・と畜場法・食鳥処理法について、目的を改正して国・地方公共団体・販売業者などの責務の明確化、監視指導計画策定による監視・検査体制の整備が図られた。と畜場法・食鳥処理法では、厚生労働・農林水産大臣間の規制の連携・協力などの措置が定められた。

また、食品衛生法に関しては下記の幾つかの大きな改正がなされた。

① 農薬などの残留規制の強化のためのポジティブリスト制の導入

「ポジティブリスト制」とは、残留基準値が存在する農薬をリストとして示し、それ以外の農薬等が残留している食品の販売等を原則として禁止する制度である。残留農薬基準値は国際的な農作物に使用されている農薬約 700 種のうち、229 種に対し設定されているのみである。そこで基準値が設定されていない農薬、食品に対して 3 年以内に暫定基準値を設定すること

になった。ポジティブリスト制への移行は 2006 年（平成 18 年）5 月までに行われる予定である。

② 既存添加物について、安全性に問題のあることが確認されたものや既に使用実態のないものについて使用等を禁止できる制度の導入

③ 特殊な方法により摂取する食品等の暫定的な流通禁止措置の導入

④ HACCP 承認の更新制の導入

⑤ 大規模・広域食中毒の発生時の厚生労働大臣による調査の要請などの措置導入

(2) 健康増進法の一部改正

健康の保持増進の効果等についての虚偽または誇大な広告等の表示を禁止するなどの措置が講じられた。

3 食品表示対策としての JAS 法改正

消費者への情報提供や実効性確保の観点から、2002 年（平成 14 年）に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）が改正された。改正の概要は次の 2 点である。

① 公表の迅速化

消費者への迅速な情報提供を図る観点から、品質表示基準違反があった場合、相手方の同意なくして農林水産大臣の指示により公表できることとなった。

② 罰則の強化

基準遵守命令に違反した場合の罰則が次のように大幅に強化された。

- 懲役 1 年以下（改正前：なし）
- 罰金 個人：最高 100 万円（改正前 50 万円）
法人：最高 1 億円（改正前 50 万円）

4 参照 URL

【詳細情報の入手先】

社団法人日本食品衛生協会

<http://www.n-shokuei.jp/index.html>

このトップページメニューの中から”食品関連法令等”を選択すると、本文で紹介した食品衛生法などの主な法規についてのリンクが張られている。

【関連機関の URL】

内閣府食品安全委員会（トップページ）

<http://www.fsc.go.jp/>

厚生労働省（法令等データベースシステム）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

独立行政法人消費技術センター（食品表示と JAS 規格）

<http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyaj/index.htm>

独立行政法人肥飼料検査所

<http://www.ffis.go.jp/sub8/sub1.htm>（飼料関係法令）

<http://www.ffis.go.jp/sub7/sub1.htm>（肥料関係法令）

〔独立行政法人食品総合研究所 川本伸一〕
稲津康弘